

千早フラワー公園の拡張について

1. 概要

東京都・区市町では、「都市計画公園・緑地の整備方針」について、今年度改正（令和11年度までの10年間）予定であり、整備方針には、特別区内で60か所の優先整備区域の指定が記されている。豊島区では千早フラワー公園がこの優先整備区域に該当している。

2. 千早フラワー公園の概要

- ・ 都市計画公園名：千早公園
- ・ 都市計画決定日：昭和32年12月21日
- ・ 所 在：豊島区千早一丁目8-1
- ・ 面 積：供用部：5,542㎡、未供用部：約600㎡
- ・ 経 緯

昭和18年3月30日 内務省告示第180号 東京都内に防空緑地を一斉に指定
昭和19年 東京都による用地買収

終戦直後 GHQ命令により巣鴨刑務所拡張のため、立ち退き者を千早フラワー公園に移住させる。（ほとんどが借地人）

昭和32年12月21日 「千早公園」として都市計画決定（建設省告示1689号）

昭和63年6月14日 東京都公園緑地部が都市計画事業認可を取得
（昭和63年～平成2年：都事業）

昭和63年11月26日 千早公園居住者協同組合と東京都北部公園緑地事務所
が、平成元年12月末を移転期限とする合意書を取り交わす。

平成2年10月1日 区整備により、千早フラワー公園開園（所有地使用許可）

平成5年7月15日 東京都より土地譲与 4,903㎡

平成9年5月2日 拡張用地の購入（千早1-45-11）436㎡

平成10年1月8日 拡張用地の購入（千早1-45-10）203㎡



